平成２６年（フ）第３４８４号
大阪市港区弁天２丁目６番20―308号、前住所大阪市港区弁天２丁目１番33号ハマヤハイツ303号
債務者　浅野　泰一
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５１９号
大阪市西淀川区御幣島２丁目10番10―904号、前住所大阪市西淀川区佃１丁目26番１―1208号
債務者　三谷　眞司（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６１１号
大阪市中央区高津２丁目３番16号　ローズシャト―501
債務者　中永美希子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６７３号
大阪府摂津市一津屋２丁目27番９―201号
債務者　吉岡　延雄
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８９８号
大阪府四條畷市大字下田原1252番地の５
債務者　新井　和美
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０５４号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号、前住所大阪市都島区都島本通４丁目23番９―907号
債務者　五味　久典
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６０号
北海道寿都郡寿都町字矢追町391番地１　汐見団地Ｆ棟６―24
債務者　渡邊　真尚
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１７２号
千葉県印西市滝野２丁目３番９号
債務者　木南真由美
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６５号
千葉県木更津市中里２丁目６番20号　Ｂ棟101号
債務者　林田　友江
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１１４号
新潟県長岡市中貫町３丁目４番地４　コスモタウン209号室
債務者　廣井　誠二
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
高知県南国市日吉町１丁目１番36号　山岡アパート１Ｆ
債務者　小松　真美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２７０号
高知市南竹島町６番地４　亀マンション西階東
債務者　大西　傳之
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０８号
高知市塩屋崎町２丁目10番１号
債務者　松本　　迪
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８２５号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番１―208号
債務者　上原　　清
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３８５号
埼玉県越谷市大字上間久里324番地
債務者　颯佐　勇治
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３８９号
埼玉県草加市花栗４丁目14番26―402号
債務者　岡野　美幸
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
福岡県京都郡苅田町松原町２番地18
債務者　塩見　佳代（旧姓小石川）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
福岡県行橋市大字上稗田1435番地
債務者　松蔭　　武
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係